

運 営 規 程

社会福祉法人 一陽会

地域密着型特別養護老人ホーム

グランビュー有明

地域密着型特別養護老人ホームグランビュウ有明 運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一陽会が経営する地域密着型特別養護老人ホームグランビュウ有明（以下「施設」という）の適正な運営を確保するため必要な事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し、その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、適切な施設サービスを提供することを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

- 第2条 施設が提供するユニット型地域密着型施設サービス（以下「施設サービス」という）は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った安全・安心なサービスの提供に努めるものとする。また、施設サービス計画に基づき、入所前の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。
- 2 施設は、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、天草市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。
- 3 施設は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行なうよう努める。
- 4 前3項のほか、「天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年天草市条例第44号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	地域密着型特別養護老人ホームグランビュウ有明
所在地	天草市有明町小島子1358番9

(利用定員)

第4条 施設の利用定員は29名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの利用定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------|--|
| (1) ユニット数 | 3ユニット |
| (2) ユニットごとの入所定員 | ユニットすみれ：10名
ユニットあやめ：10名
ユニットぼたん：9名 |

- 3 入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第二章 人員

(職員及び職務分掌)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。
- (2) 生活相談員 1名
利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又は身元引受人(家族等)の相談に応じると共に、必要な助言を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
医師の指示を受け利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- (4) 介護職員 10名以上
利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- (5) 機能訓練指導員 1名
日常生活を営むのに必要な身体機能改善及びその減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 介護支援専門員 1名
利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成すると共に、必要に応じて変更を行う。
- (7) 医師 1名
利用者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導を行う。
- (8) 栄養士 1名
利用者に提供する食事の献立作成、栄養計算及び利用者に対する栄養指導を行う。
- (9) 調理員 3名以上
栄養士の指示のもと、調理業務に従事する。

第三章 設備

(設備及び備品)

第6条 居室

利用者の居室は全室個室とする。居室には、ベッド、ナースコール等を備える。

第7条 共同生活室

共同生活室は、当該ユニットの利用者が交流し共同生活を営むための場所としてふさわしい形状とし、必要な備品を備える。

第8条 医務室

利用者の診察・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。また、利用者を診察するために必要な医療器具等を備える。

第9条 浴室

浴室は、高齢者が使用し易い設備とし、要介護者のための特殊浴槽を設置する。

第10条 洗面設備及び便所

洗面設備及び便所は、高齢者が使用し易い設備を各所に配置する。

第11条 その他の設備

その他必要な地域交流スペース、事務室・調理室・相談室・多目的室・洗濯室・介護材料室・宿直室・汚物処理室等を設置する。

第四章 契約及び運営

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第12条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得たうえで契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第13条 施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

(入退所)

第14条 施設は、心身に著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難なものに対して、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合や、利用申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、医療機関や介護老人保健施設等を紹介する等の措置を速やかに講じることとする。

4 施設は、利用申込者の利用に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

5 施設は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討にあたっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族間で協議する。

6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる利用者について、本人その家族の要望、退所後

における環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。

- 7 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第五章 サービスの提供

(地域密着型施設サービス計画の作成)

- 第15条 施設の管理者は介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、当該住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当っては、適切な方法により、利用者の有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、利用者が抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当っては、利用者及びその家族に面接して行なう。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望を勘案して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、地域密着型施設サービスの目標及びその達成時期、地域密着型施設サービスの内容、及び留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な意見を求める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画書を利用者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の把握を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当っては、利用者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り次に定めるところにより行う。
 - (1) 定期的に利用者に面接する。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者

に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な意見を求める。

- (1) 利用者が要介護更新認定を受けた場合
- (2) 利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(地域密着型施設サービスの取扱方針)

第16条 地域密着型施設サービスは、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な生活を営むことが出来るようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 地域密着型施設サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことが出来るよう配慮して行なう。
- 3 地域密着型施設サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行なう。
- 4 地域密着型施設サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 施設の職員は、地域密着型施設サービスの提供に当って、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明する。
- 6 施設は、地域密着型施設サービスの提供に当っては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- 7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 施設は、自らその提供する地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護の内容)

- 第17条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。
- 2 施設は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
 - 3 施設は、利用者が心身の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことが出来るよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
 - 4 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
 - 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
 - 6 施設は、褥創が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

- 7 施設は、前各項に規定するものの他、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 8 施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 9 施設は、利用者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第18条 施設は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

- 2 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 施設は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じて、出来る限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 施設は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が食堂で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第19条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第20条 施設は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、本人またはその家族が行うことが困難である場合は、同意を得て代行する。
- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、利用者の外出の機会を確保するよう努める。また、地域との交流を重視し、地域に根ざした生きがいを感じられるような活動を提供するよう努める。

(機能訓練)

第21条 施設は、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第22条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(利用者の入院期間中の取扱)

第23条 施設は、利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合は、入院後おおむね3ヶ月以内に退院が明らかに見込める場合には、利用者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適

切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設を円滑に利用できるよう配慮する。

(利用料及びその他の費用の額)

第24条 サービスを提供した場合の利用料の額は、指定地域密着型施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示126号）によるものとし、法定代理受領サービスに該当する場合は、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
- 3 食事の提供に要する費用については、1日1,600円徴収する。
- 4 居住費については、1日2,066円を徴収する。
- 5 入院・外泊時（7日目以降）の居室料負担金は、利用負担段階に応じた所定の額を徴収する。
- 6 理美容代
- 7 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては、別表のとおり定額または実費を徴収する。
- 8 前項の費用の支払いを受ける場合は、その提供に当って、あらかじめ利用者又はその家族に対し、内容及び費用を文書で説明した上で、同意について利用者の署名を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(利用料の変更等)

第25条 施設は、介護保険法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することが出来る。

- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第26条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第六章 留意事項

(日課の励行)

第27条 利用者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(面会時間と消灯時間)

第28条 面会時間は、原則9時～20時30分までとする。また、消灯時間は、21時とする。

(外出及び外泊)

第29条 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設側に通知することとする。

(健康保持)

第30条 利用者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診しなければならない。

(衛生保持)

第31条 利用者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力する。

(禁止行為)

第32条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。
- (7) 現金、貴重品の管理を自己の責任において行うこと。

第七章 職員の服務規程と質の確保

(職員の服務規程)

第33条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当っては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。

- (3) お互いに協力し、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(衛生管理)

第34条 職員は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を月1回程度定期的に開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修を行い、介護支援専門員、介護職員等に周知徹底を図る。

(職員の資質向上とサービスの質の確保)

第35条 施設は、職員の資質向上のために、研修の機会を設けるとともに、各種資格の取得を推奨しこれを支援することにより、サービスの質の向上を図る。

- 2 サービスの質の確保は、第15条11項及び第16条8項に基づくほか、利用者のニーズを的確に把握するため、年2回満足度調査を実施し改善・向上に努める。

(個人情報の保護)

第36条 施設及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に則り、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

(身体拘束に関する事項)

第37条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、本人または他の利用者等の生命または身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の三要素全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。その際、態様及び時間、利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を記録に残す。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を月1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第38条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ず

るものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第八章 緊急時、非常時の対応

（緊急時の対応）

第39条 職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡するなど必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

（事故発生時の対応）

第40条 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議し、周知徹底を図る。

- 2 施設は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととする。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生の防止のための、委員会を設置し、指針に基づき安全管理の徹底を行い、定期的に施設内研修を実施することとする。

（非常災害対策）

- 第41条 施設は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。
- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、定期的に避難、その他必要な訓練等を実施する。

第九章 その他

（地域との連携）

第42条 施設の運営に当っては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるとともに、非常災害時には、被災した地域の高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受け入れに努める。

(運営推進会議)

第43条 本施設が提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとして、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は、利用者及び利用者の家族、地域住民の代表者、天草市職員または天草市地域包括支援センター職員、地域密着型老人福祉施設について知見を有する者等で構成するものとする。
- 3 運営推進会議の開催は、概ね2ヶ月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。
- 5 運営推進会議での報告内容・評価・要望・助言等については、記録を作成するとともに、公表しなければならない。

(勤務体制等)

第44条 施設は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービス提供は、職員によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、職員の資質向上のための研修の機会を設ける。
- 4 施設は、適切な指定地域密着型サービスの提供を確保する観点から、職場において行なわれる性的な言動又は、優越的關係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第45条 施設は、職員、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 地域密着型施設サービス計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 市町村への通知に係る記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(苦情処理)

第46条 施設は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処

するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告するものとする。
- 4 施設は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、天草市高齢者支援課、熊本県国民健康保険団体連合会、熊本県福祉サービス運営適正化委員会の調査に協力するとともに、指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告するものとする。

(提示)

第47条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関)

第48条 施設は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

- 第49条 施設及び職員は、居宅介護事業者又はその職員に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその職員から、施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(その他)

第50条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は利用者と施設の管理者と協議して定めるものとする。

附則 この規程は、令和3年 3月1日から施行する。
この規程は、令和3年 8月1日から一部改正する
この規定は、令和3年12月1日から一部改正する
この規定は、令和6年 8月1日から一部改正する
この規定は、令和8年 8月1日から一部改正する